

本市における協働のまちづくりの必要性と現状について

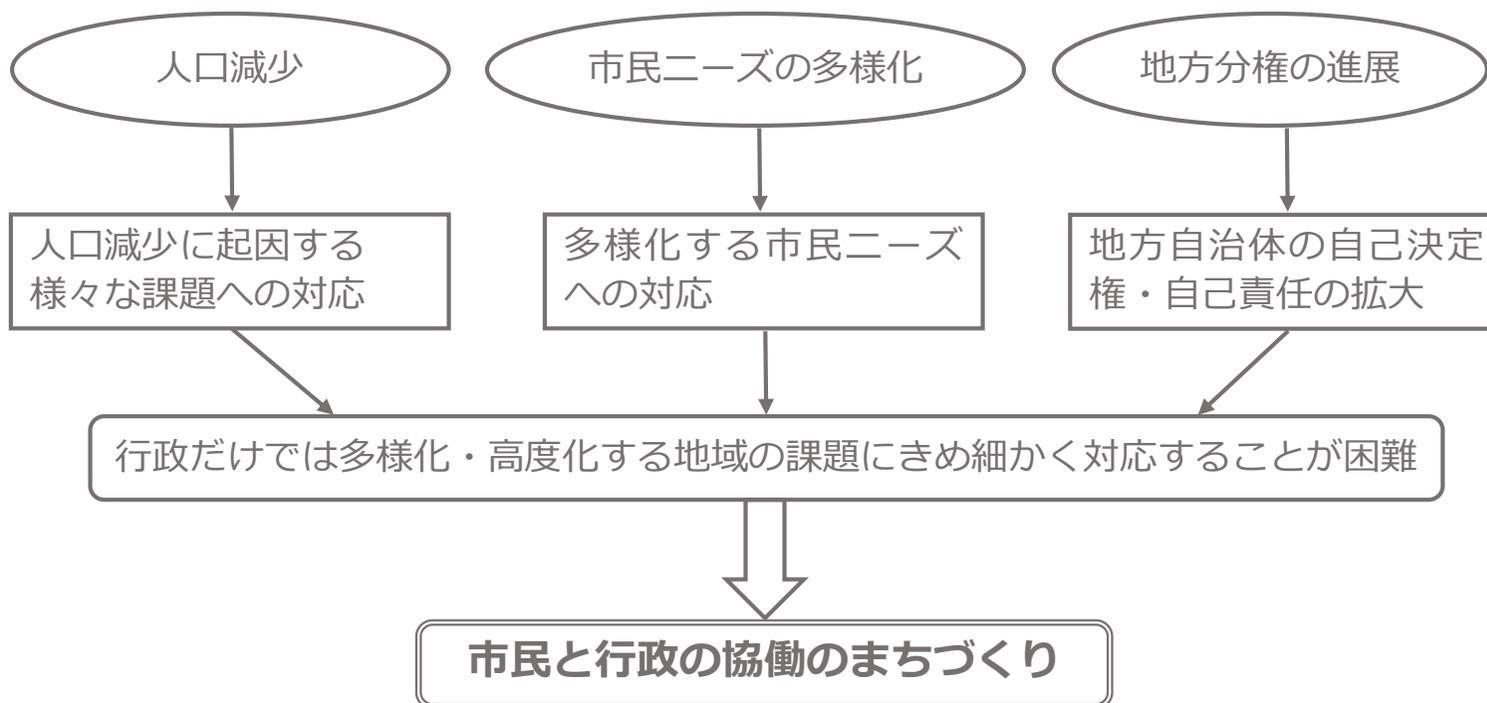


令和 2 年 9 月 30 日
香美市企画財政課

なぜ協働のまちづくりなのか？

協働のまちづくりの必要性

人口減少に起因する様々な課題や多様化する市民ニーズへの対応、地方分権の進展による地方自治体の自己決定権・自己責任の拡大といった状況がある中、行政だけでは多様化、高度化する地域の課題にきめ細かく対応することが困難であるため、市民と行政との協働のまちづくりを推進することにより、それらの課題を解決していく必要があります。



なぜ協働のまちづくりなのか？

社会背景

1 人口減少

日本の人口は2008年以降、減少局面に入っており、2040年には1億1092万人になると推定されています。また、高齢化の進展も急激で2040年には高齢化率35.3%の社会が到来すると見込まれています。（令和元年版少子化社会対策白書）

	2018年	2040年
総人口	1億2644万人	1億1092万人
高齢化率（65歳以上人口の割合）	28.1%	35.3%

<人口減少が地方に及ぼす影響>

- ・ 高齢化による社会保障関係支出の増加
- ・ 税収入の減少
- ・ 地域経済の停滞・不振
- ・ 住民負担の増加
- ・ コミュニティの崩壊・地域のスラム化
- ・ 余剰施設、遊休施設の発生など

なぜ協働のまちづくりなのか？

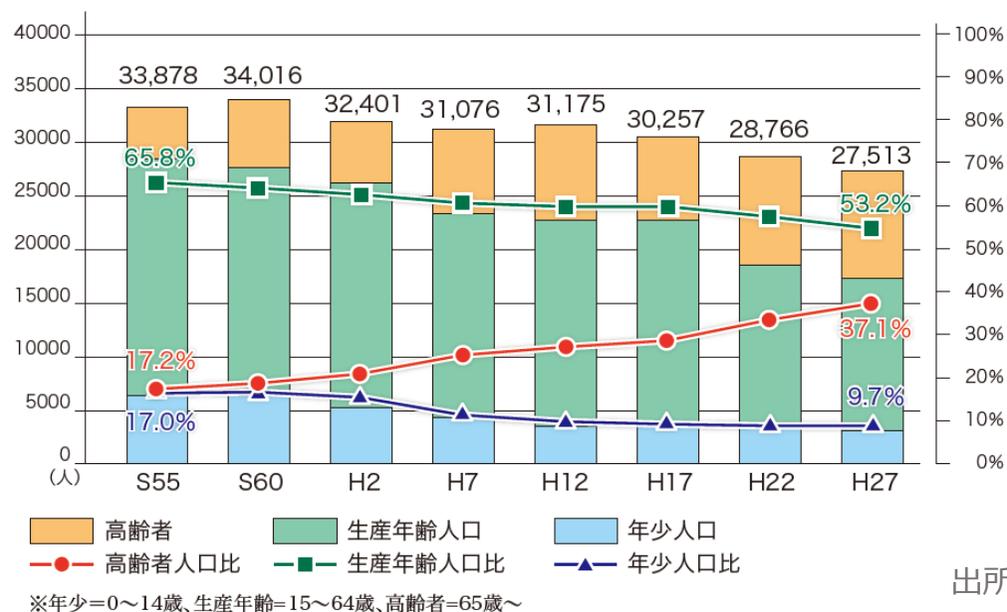
社会背景

本市の1980年以降の長期の人口推移では、現在まで多少の増減を繰り返しながら徐々に減少を続けてきました。（1985年：34,016人、2015年：27,513人）

年少人口比率と高齢者人口比率は、1980年にはほぼ同水準でしたが、以降は高齢者人口が年少人口を上回り、現在までその差を広げながら推移しています。

2015年の高齢者人口比37.1%は、全国平均の26.3%を大きく上回る水準となっています。

■総人口と年齢3区分別人口及び人口比率の推移



出所：第2次香美市振興計画

なぜ協働のまちづくりなのか？

社会背景

2 多様化する市民ニーズへの対応

少子高齢化、核家族化、情報化、国際化等の進展により市民の価値観や生活スタイルが変化し、市民ニーズは多様化しており、これまで市町村が行ってきた道路や下水道の整備等の従来からあった公共サービスのほかに、防犯対策や環境問題等、市民生活や地域レベルでの個別ニーズなどの新たな市民ニーズが発生し、対応が求められています。

3 地方分権の進展

市民の主体性や地域の連携・協力を基本とした住民主体の社会システムの構築を目的とする地方分権が進み、市町村の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定・自己責任によるまちづくりが求められています。

- ・ 国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へ
(例：機関委任事務制度の廃止、国の関与ルールの確立)
- ・ 地方に対する権限移譲、規制緩和等

なぜ協働のまちづくりなのか？

地方自治の向かうべき方向性

「第27次地方制度調査会答申」より抜粋（平成15年11月13日）

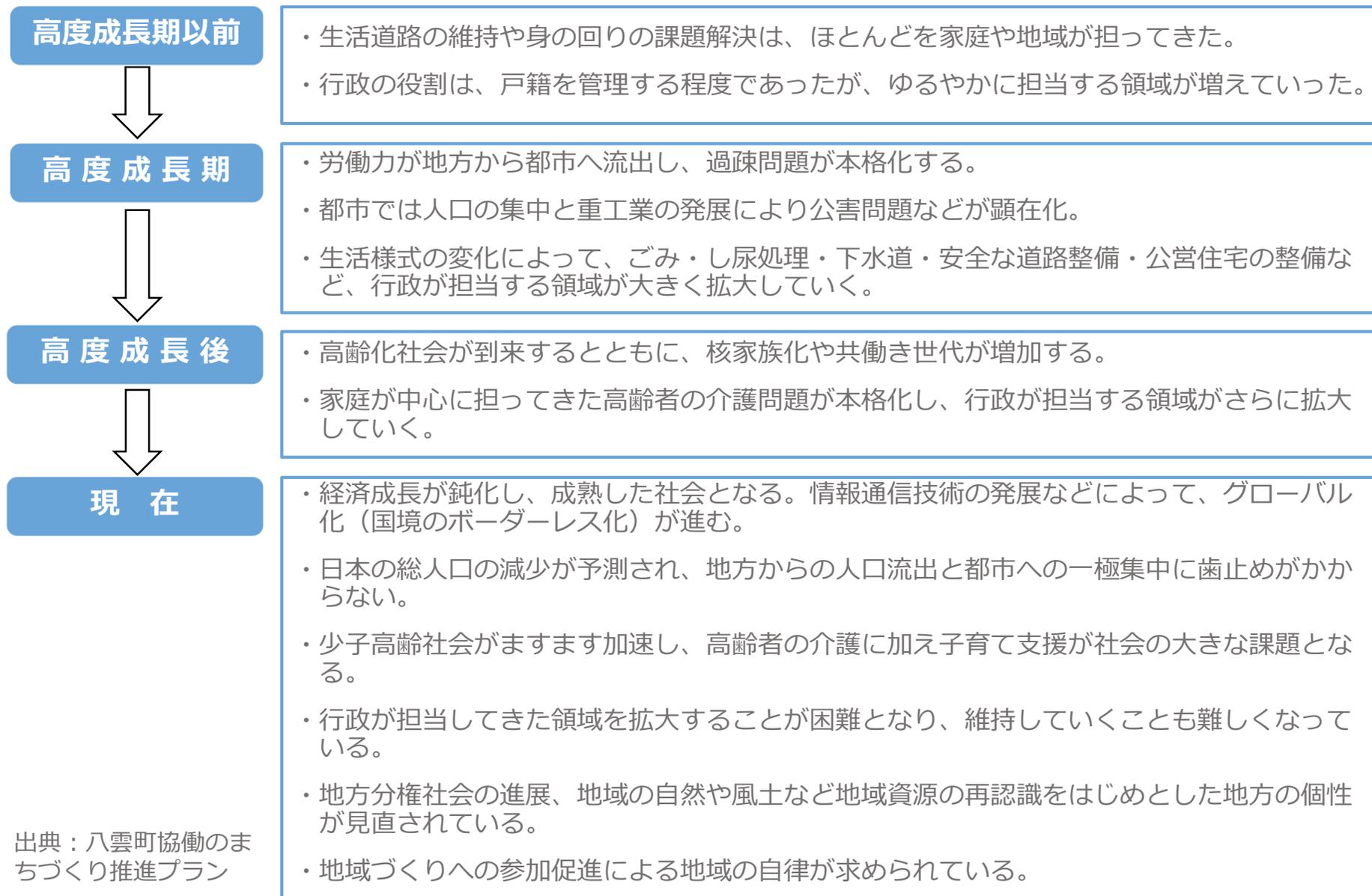
地域においては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体による活動が活発に展開されており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている。

「第32次地方制度調査会答申」より抜粋（令和2年6月26日）

市民の2040年頃にかけて生じる変化によって、地域社会においては、今後、様々な資源制約に直面する一方、住民ニーズや地域の課題は多様化・複雑化していくことが想定される。

地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体によって、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくために必要なサービス提供や課題解決がなされているが、今後は、これまで、主として家庭や市場、行政が担ってきた様々な機能について、これらの主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要である。

(参考) 大まかな時代の移り変わり～行政と住民との関わりを中心として



出典：八雲町協働のまちづくり推進プラン

本市における協働のまちづくりの現状

本市の現状

1 まちづくり活動の現状

本市では、地縁的なコミュニティが、市民のまちづくりに参加する最も基本的な場になっており、積極的にまちおこし活動等を行う地域もあります。しかし、全体的には、少子高齢化や地域産業の衰退等による人口減により、コミュニティ活動が難しくなっている状況もあり、地域コミュニティの根幹を成す自治会への加入率も漸減傾向にあります。一方で、生涯学習、生涯スポーツ活動等を通じて市民同士が交流する機会は拡充してきています。

2 これまでの取組

本市では、平成24年に市民のまちづくりのための行動目標である「香美市民憲章」を制定、平成26年に市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として「香美市まちづくり委員会」を設置、令和元年に住民自治の実現を図ることを目的とした「香美市協働のまちづくり条例」を制定し、市民と行政との協働の取組を進めてきました。

本市における協働のまちづくりの現状

本市の現状

3 協働の相手方の例示

本市では、以下のような多様な主体と協働・連携した取組を進めています。

- ・ 市民活動団体（NPO法人いなかみ、集落活動センターなど）
- ・ 大学（高知工科大学、高知大学、高知県立大学）
- ・ 企業
- ・ 地縁組織（自治会、老人クラブ、婦人会、青年団など）
- ・ その他（社会福祉協議会、商工会、森林組合など）

4 行政各分野における住民参加や協働の取組の現状

- ・ 事業数（令和元年度実績）

128事業が何らかの住民参加手法を用いて実施されています。

- ・ 協働の形態

市民主導：21%（27事業） 市民・行政：26%（33事業）

行政主導：53%（68事業）

本市における協働のまちづくりの現状

本市の現状

5 市民の参画の方法等を規定した制度の運用状況

制度の名称	H29～H31年度合計 ※審議会等委員公募制度を除く	制度を運用した事業等
情報公開制度	288回	
まちづくり学習支援制度	60回	租税教室、市民主催行事への司書派遣など
審議会等の会議の公開制度	44回	
行政連絡会	3回	
アンケート調査	12回	在宅介護実態調査、香美市木材住宅支援事業など
パブリック・コメント手続制度	5回	各種計画など
審議会等委員公募制度	16人（R2.4.1現在）	まちづくり委員会、都市計画マスタープラン策定委員会など
市民懇談会	17回	産業振興推進委員会、新図書館建設関係など
ワークショップ	12回	中心商店街活性化協議会、集落活動センター美良布など
事業サポーター制度	558回	市民セミナー、放課後こども教室など
協働のまちづくり登録制度	22回	まちの先生
市民意識調査	55回	市産材普及PR事業、市民大学など
行政評価制度	0回	